

議案第10号

豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程の一部を改正  
する告示について

令和元年8月29日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会告示第6号

豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程（平成18年豊橋市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月29日

豊橋市教育委員会

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第5条関係）			別表第1（第2条、第5条関係）		
中学 校名	小学 校名	区域	中学 校名	小学 校名	区域
(略)			(略)		
本郷	(略)		本郷	(略)	
	芦原	芦原町、高師町 {字北新切、字北原（1番地の4から1番地の56まで、1番地の59から1番地の66まで、33番地から49番地まで）、字西沢}、西高師町（字小谷1番地から3番地まで、5番地の2、19番地、20番地、26番地の1、27番地の1から27番地の3まで、28番地の1から29番地まで、30番地の2、31番地、33番地の1から41番地まで、47番地、49番地、51番地の1から55番地まで、 <u>56番地</u> から56番地の6まで、57番地、58番地の6から58番地の10まで、		芦原	芦原町、高師町 {字北新切、字北原（1番地の4から1番地の56まで、1番地の59から1番地の66まで、33番地から49番地まで）、字西沢}、西高師町（字小谷1番地から3番地まで、5番地の2、19番地、20番地、26番地の1、27番地の1から27番地の3まで、28番地の1から29番地まで、30番地の2、31番地、33番地の1から41番地まで、47番地、49番地、51番地の1から55番地まで、 <u>56番地の1</u> から56番地の6まで、57番地、58番地の6から58番地の10まで、

63番地の1、63番地の3、64番地の1、64番地の3、64番地の4、65番地の1、65番地の3から68番地の1まで、68番地の3から72番地の1まで、72番地の3から72番地の12まで、73番地の3から74番地の9まで、76番地の1から79番地の3まで、81番地の1から104番地の2まで、字津森100番地の1、100番地の3から100番地の8まで、112番地の2、112番地の3、112番地の17から112番地の27まで、112番地の32、112番地の33、112番地の39、112番地の40、112番地の45、112番地の50から112番地の52まで、112番地の54、113番地の1から114番地の1まで、116番地の1、116番地の2、119番地の1から123番地までを除く。)、松井町(字赤根5番地の1から5番地の10までを除く。)、向草間町(字向西65番地の1、65番地の4、65番地の5、66番地、67番地の1から67番地の5まで)、磯辺下地町(字葭山1番地から13番地まで)

で、63番地の1、63番地の3、64番地の1、64番地の3、64番地の4、65番地の1、65番地の3から68番地の1まで、68番地の3から72番地の1まで、72番地の3から72番地の12まで、73番地の3から74番地の9まで、76番地の1から79番地の3まで、81番地の1から104番地の2まで、字津森100番地の1、100番地の3から100番地の8まで、112番地の2、112番地の3、112番地の17から112番地の27まで、112番地の32、112番地の33、112番地の39、112番地の40、112番地の45、112番地の50から112番地の52まで、112番地の54、113番地の1から114番地の1まで、116番地の1、116番地の2、119番地の1から123番地までを除く。)、松井町(字赤根5番地の1から5番地の10までを除く。)、向草間町(字向西65番地の1、65番地の4、65番地の5、66番地、67番地の1から67番地の5まで)、磯辺下地町(字葭山1番地から13番地まで)

(略)	(略)
別表第3 (第4条関係)	別表第3 (第4条関係)
学校名	学校名
八町小学校	(略)
(略)	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。